

事務連絡
令和5年11月6日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課

令和4年度老人保健健康増進事業「介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策の手引き等に関する調査研究」の成果物について

日頃から認知症施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、介護施設等におけるさまざまな感染症の拡大防止について、「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」等で有効な感染対策が詳細に整理されてきたところです。

しかし、認知症の方に対しては、これらの手引き等にまとめられているような感染防止策の実施が困難である場合が考えられるため、令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策に関する調査研究事業」の調査を踏まえ、ポストコロナ時代を見据えて、新型コロナウイルス以外の感染症（インフルエンザ・ノロウイルス等）も含めた、介護施設等で認知症の方に安心・安全に生活していただくための感染防止対策として現場で試みられている工夫を整理することを目的に、株式会社日本総合研究所により令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策の手引き等に関する調査研究」を実施し、「介護施設等における認知症者に配慮した感染防止策の工夫事例」を成果物として取りまとめました。

この成果の活用については、介護施設等と医療機関との連携について促すべく、『「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について』（令和5年5月26日付け医政地発0526第5号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）においても、参考として示されているところです。

感染症対策については、「今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について」（令和5年10月13日付け感感発1013第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）等においても周知されているところですが、介護施設等で認知症の方に対する感染防止対策を検討するうえで、本工夫集も併せて参考として御活用ください。

なお、各都道府県におかれましては、市町村（指定都市および中核市を除く）に周知いただくとともに、管内の介護施設等に周知いただきますようお願いいたします。

【成果物「介護施設等における認知症の方に配慮した感染防止対策の工夫集」の掲載先】

株式会社日本総合研究所ホームページ

https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/R4_rouken/

※本工夫集は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行前に作成されたものであり、新型コロナウイルス感染症の取り扱いについて異なる場合があります。また、本工夫集で参照している「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」等についても、最新の知見の反映や5類感染症移行を踏まえ見直しがされておりますので、併せてご注意ください。

【照会先】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
(担当：中西、松村)

TEL 03-5253-1111 (内線 3871、3974)